

保発0119第1号  
令和4年1月19日

都道府県知事  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の  
公布等について（通知）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第29号）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第30号）が本日公布されるとともに、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和四年度及び令和五年度における財政安定化基金拠出率（令和4年厚生労働省告示第4号）が告示されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令関係

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部を改正し、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を現行の64万円から66万円に引き上げること。（令和4年4月1日施行）

第2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令関係

法第100条第3項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）の一部を改正し、令和4年度及び令和5年度における後期高齢者負担率を100分の11.72とすること。（令和4年4月1日施行）

第3 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和四年度及び令和五年度における財政安定化基金拠出率関係

算定政令第19条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める令和4年度及び令和5年度における財政安定化基金拠出率を10万分の38とすること。（令和4年4月1日適用）